本翻訳は ROTOBO 監修による仮訳である。
本大統領令はウズベキスタン共和国法律データベース(https://lex.uz/ru/docs/7369745)
よりダウンロードした露文資料に基づく

ウズベキスタン共和国
大統領令

2025 年 1 月 30 日　　**第 UP-16 号**

「環境保護と『グリーン経済』の年」における
「ウズベキスタン 2030」戦略の実現に係る国家プログラムについて

「ウズベキスタン 2030」戦略と**国民議会（オリー・マジリス）上下院**の会議で定められた**課題**の厳格な履行の組織化、**国連気候変動枠組条約京都議定書**および**パリ協定**の一環として世界に対して負うこととなった我が国の義務の履行に際する諸部門・諸領域の複合的な「グリーン・トランスフォーメーション」の遂行、諸部門・諸領域の競争能力および省資源化の確保、ならびに気候変動の影響の緩和と気候変動への適応、国民の生活の質の向上、そして新たな「グリーン」発展モデルへの経済成長の移行を目的として：

１．**「環境保護と『グリーン経済』の年」**における我が国の発展の**優先的アプローチ**を以下のとおり定める：

地域共同体（マハッラ）の**生態学的様相**の改善、街路の**緑化**レベルの向上、生態学的に良好かつ平穏な居住環境の形成；

国民の健康増進、**エコ・ライフスタイル**の形成およびヒューマン・ポテンシャルの実現に必要な環境作り；

天然資源の慎重な取り扱いおよび**合理的な利用**、**生態学的持続可能性**の確保；

後の世代のための**植物界**および**動物界**の保全、再生、維持、ならびに生物学的多様性の維持；

「グリーン経済」原則の幅広い導入を目的としたプロジェクトへの持続的な融資、気候変動への経済の適応；

官民パートナーシップをベースとした大規模**「グリーン発電所」**の建設、諸地域における**小規模・極小規模水力発電所**ネットワークの拡充、家庭における太陽光パネル設置の促進をはじめとする、国内エネルギー収支に占める再生可能エネルギーの割合の拡大；

経済・社会領域の諸部門における最新鋭の省エネ技術の幅広い適用による、経済における**「カーボンフットプリント」**の削減；

生態学的持続可能性を目的とした、**地域間**および**部門間調整**の確保。

こうした優先的アプローチが、年次 GDP 成長率を **2030 年まで**に少なくとも６％に引き上げ、その規模を **2,000 億ドル**とすること、インフレ率を５％に抑制すること、予算赤字の対 GDP 比を３％に維持すること、**資源の慎重な利用**を前提とする**経済発展モデル**への移行をもって貧困を削減し国民の福祉を向上させることを実現するための基盤であることを定める。

２．**「グリーン経済」**原則の幅広い導入、経済の脱炭素化、気候変動の影響の緩和と気候変動への適応を目的としたプロジェクトへの持続的な融資において、2025 年には

以下の事項を確保する：

パリ協定の要件に立脚した、**ウズベキスタンのカーボンニュートラル達成に係る長期戦略**の策定；

気候変動への適応と「グリーン技術」の移転をふまえた上で国家レベルにおいて策定した、今後**５年間**における温室効果ガス排出量削減への我が国の貢献水準（NDC）の発表；

メタン排出量削減義務の一環としての、天然ガス、廃棄物処理、畜産といった分野における**メタン排出量ベースライン**の算定；

総出力 **4.5GW** の大規模太陽光・風力発電所の操業開始と出力 **785MW** の太陽光パネルの設置、および出力 **225MW** の水力発電所の建設による、総発電容量に占める再生可能エネルギーの割合の、**26％**から **40％**への引き上げ；

新築の建造物、営造物、家屋のエネルギー効率に立脚した「グリーンビルディング」証明書の導入。

D.クチカロフ副首相兼経済財務相、**A.アブドゥハキモフ・エコロジー・環境保護・気候変動相**はそれぞれ、本項の無条件で質が高く、かつ遅滞なき履行の確保に係る責任を負うものとする。

３.エネルギー省（Zh.ミルザマフムドフ）は、カラカルパクスタン共和国閣僚会議、各州および同市の議会（ホキミヤト）との協力のもと、閣僚会議に対し１カ月以内に以下を提出する：

2025 年における地区・都市別の太陽光パネル・太陽集熱器設置プログラム；

2025～2026 年における国内各地域の極小規模水力発電所建設プログラム。

４. 国が出資する大企業の**変容**、ならびに**「省資源と持続可能性」原則**をベースとしたその製造コストの**最大 15～20％**の削減を目的として、**2025 年末までに**以下の事項を確保する：

戦略的大企業による環境・社会・企業統治経営（ESG 経営）の原則をベースとした企業プログラムの策定、ならびに少なくとも**５つ**の大規模工業企業における国家 **ESG レポート**の作成実務および一般公開の導入；

株式会社「ウズベクネフチェガス」、株式会社「ナヴォイ鉱山製錬コンビナート」、株式会社「アルマリク鉱山製錬コンビナート」、株式会社「ウズベキスタン空港」、会社「ウズベキスタン航空」による **ESG ランキング**の取得；

サマルカンド州、フェルガナ州における**エコフレンドリー製品の生産に特化した工業地帯**の試験的形成。

D.**クチカロフ**副首相、**Zh.ホジャエフ**副首相、ならびに **A.アブドゥハキモフ・エコロジー・環境保護・気候変動相**はそれぞれ、本項の無条件で質が高く、かつ遅滞なき履行の確保に係る責任を負うものとする。

５. マハッラの生態学的様相の改善、街路の緑化レベルの向上、生態学的に良好かつ平穏な居住環境の形成の面において、**2025 年には**以下の事項を確保する：

歩道および自転車専用道路沿いへの樹木・植物の移植による**「木陰のある散策路」**のネットワークの構築、沿岸地域および河川沿いにおける国民向けインフラ施設 **80 カ所**および健康促進道路 **110km** 超の建設；

雨水・排水の効率的な利用、最新鋭の節水技術を適用した樹木散水システムのマハッラにおける導入による、緑化レベルの向上；

全国的プロジェクト「**緑化（ヤシル・マコン）**」およびプロジェクト「**私の庭**」の一環としての樹木・灌木**２億本**の植樹、「グリーンガーデン」、「緑化公園」における**太陽光パネル**を給電源とする**照明器具**の利用；

アラル海海底における「**緑地**」**10 万 ha** の構築、アラル海沿岸地域における森林植生面積の **210 万 ha** への拡大；

森林被覆面積の **410 万 ha** への拡大、自然保護エリアの最大 **14.5%**の拡大、ならびに**エコツーリズム**、**育苗**、**薬用植物**栽培といった方向性における当該エリアの未使用備蓄資源の発掘と活用、国民の所得の増加；

カラカルパクスタン共和国、ブハラ州、ジザク州、カシュカダリヤ州の選定エリアにおける、**耐塩性**、**耐乾性**植物（塩生植物）を用いた庭園の構築；

in vitro 形式による国営試験所の組織化を目的とした、国際金融機関からの **3,000 万ドル以上**の資金誘致、ならびにカラカルパクスタン共和国、ブハラ州、スルハンダリヤ州、ジザク州、フェルガナ州、タシケント州における in vitro 形式の民間研究所の創設を目的とした企業活動主体に対する融資の割当て；

社会、環境活動家、実業界代表者による自然保全目的でのイニシアティブの支援促進システムの導入。

Zh.ホジャエフ副首相、ならびに **A.アブドゥハキモフ・エコロジー・環境保護・気候変動相**、**I.アブドゥラフモノフ**農業相、**I.ノルクロフ**経済財務第 1 次官、ならびにカラカルパクスタン共和国閣僚会会議議長、各州およびタシケント市の知事（ホキム）はそれぞれ、本項の無条件で質が高く、かつ遅滞なき履行の確保に係る責任を負うものとする。

６**. 国民の健康**増進、**エコ・ライフスタイル**の形成および**ヒューマン・ポテンシャル**の実現面においては、2025 年に以下の事項を実施する：

a）国民の**日常生活**への**エコロジー原則**の導入による「**エコアクティブな市民**」といったライフスタイルの普及を目的とした全国運動「**100 万世帯のグリーン家族**」を国内でスタートさせるともに、同運動を市民の間に普及するための活動を組織化する。この際、同運動の**主たる原則**を以下のとおり定める：

健康的なライフスタイルの国民への宣伝普及、特に医療文化、健康的な食生活、日々の**ウォーキングおよびランニング**の推進；

自転車をはじめとする「**グリーン輸送**」による移動の推進；

プラスチック製品の利用削減；

食品の**無駄**な消費の防止；

水、**ガス**、**電力**の合理的な利用；

廃棄物の分別の導入；

b）プライマリ・ケアにおける以下を前提とした**段階的変容**を遂行する：

ファミリークリニック、家庭医拠点、マハッラ医療拠点における国民への効率的なプライマリ・ケア提供システムの導入；

中央医療機関の相談・診療クリニックとしての、多科連携中央クリニックの活動の組織化；

中央検査室の設置、**診察受付**の全面的な電子化、外部委託をベースとした**歯科**医療の**民間部門**への委託（公衆衛生基準の順守に対する国家監督の強化を伴う）；

医療従事者のスキルの向上、医療従事者の労働**効率評価**指標の策定、高い効率指標を達成した従事者の賃金への月次**歩合給**の導入；

現代的な経営・財政・組織面でのサポートを備えた**多科連携クリニック**への、州レベルにおける専門医療機関の**再編**（必要な入院病床の設置を伴う）；

c）2025/2026 学校年度以降、ヒューマン・ポテンシャルの向上と良好な教育環境の構築に係る作業の組織化を目的として、以下の事項を実施する：

中央アジア環境・気候変動研究大学を、**生態学、環境保全、気候変動**といった教育分野および専門分野における指導的立場の高等教育機関とする；

中央アジア環境・気候変動研究大学において、教育分野**「循環型経済」**の**人材養成実務**を導入する；

カラカルパクスタン共和国、各州およびタシケント市において、中央アジア環境・気候変動研究大学付属**「グリーン職業学校」**の活動を組織化する；

「自然科学」、「工学・技術」、「経済・金融」といった分野の国立高等教育機関に科目および教育プログラム「環境保全とグリーン開発」を導入する；

助成金枠の段階的な拡充をもって、高等教育における**精密科学**および**自然科学、工学・技術、サービス・医療分野**の国費定員枠を **2 万 5,000 人**に増員する；

生態学、環境保全、気候変動に関する教育プログラムをベースとする教育のための奨学金コンペに、**財団「エル・ユルト・ウミディ」**によって**最大 20 人分**の枠を割り当てる；

国内の各地区（都市）において、**インクルーシブ教育の要件**に適合した**一般教育学校、少なくとも１校**の活動を段階的に組織化する；

プログラム「貧困から繁栄へ」の一環として、貧困家庭の子ども **3,500 人**の教育と高等教育機関への受入れを、所定の方法に則り、助成金をベースとして組織化する；

d）2025 年３月１日より前までに、正しい食生活や運動・スポーツへの取り組みが人間の健康に対して持つメリットの宣伝普及強化プログラムを策定する；

e）2025 年８月１日より前までに、食料安全保障領域におけるリスクの洗い出し、評価、管理およびモニタリングを目的とした官庁間統一国家情報プラットフォームを開発する。

A.フダヤロフ保健相、**I.イクラモフ**スポーツ相、**B.ザヒドフ**雇用・貧困削減相、**K.シャリポフ**高等教育・科学・イノベーション相、**A.アブドゥハキモフ・エコロジー・環境保護・気候変動相**、**I.アブドゥラフモノフ**農業相はそれぞれ、本項の無条件で質が高く、かつ遅滞なき履行の確保に係る責任を負うものとする。

７. 以下の者は：

保健省（A.フダヤロフ、E.アディロフ）は、**2025 年７月１日より前までに**、医療・医薬従事者の事業の国家登記システムの段階的な導入に係る具体的な仕組みを盛り込んだ法規文書案を提出する；

デジタル技術省（Sh.シェルマトフ）は保健省（A.フダヤロフ、E.アディロフ）との協力のもと、**2025 年 11 月１日より前までに**、医療保険の仕組みが導入される地域における「電子レセプト」システムに基づいた医薬品処方の実務を導入する。

８. エコロジー・環境保護・気候変動省（A.アブドゥハキモフ）とデジタル技術省（Sh.シェルマトフ）は、**2025 年６月１日より前までに**、全国運動**「100 万世帯のグリーン家族」**の一環として以下を盛り込んだプラットフォームを始動させる：

日常生活へのエコロジー原則の導入において高い指標を達成した者に対する**「エコアクティブな市民」**の地位の付与、ならびに行政サービス取得費用の 10%割引、および国の出資比率が 50%を上回る銀行における消費者ローンの割引の提供；

成人構成員全員が**「エコアクティブな市民」**の地位を取得した家族に対する**「グリーン家族」**の地位の付与、ならびに毎年 **14 台**の**電気自動車**の公募による提供；

住民の半数が**「グリーン家族」**の地位を取得したマハッラにおけるコンテスト**「最もクリーンなマハッラ」**、**「最もグリーンなマハッラ」**の実施、ならびにマハッラの住民の提案をふまえた上での、道路修繕、高エネルギー効率照明器具、子ども広場の建設、「グリーンガーデン」の造成、ベンチの設置、廃棄物収集エリアの建設、廃棄物用容器・コンテナの設置をはじめとするマハッラのインフラのさらなる改善に係る施策への資金**５億スム**のマハッラ消費者基金への送金。

A.アブドゥハキモフ・エコロジー・環境保護・気候変動相、**Sh.シェルマトフ・**デジタル技術相、ならびにカラカルパクスタン共和国閣僚会会議議長、各州およびタシケント市のホキムはそれぞれ、本項の無条件で質が高く、かつ遅滞なき履行の確保に係る責任を負うものとする。

９.国民、特に若い世代による衛生用品使用能力のさらなる向上を目的として、**2025 年３月１日以降**、国民への幅広い周知とともに、以下の事項を盛り込んだ**プログラム「清潔な手」**を実現する：

a）すべての保健機関、教育機関において：

手洗い場への衛生用品の設置；

衛生スペースの**技術的状態**の改善、および当該機関の新築建造物**内部における**衛生スペースの設置；

年間にわたる手洗い石鹸および消毒液の購入の優先的計画立案；

b）あらゆる種類の衛生スペースおよび外食組織への衛生用品の設置に係る義務の導入。

経済財務省（I.ノルクロフ）は 2025 年 1 年間にわたり、予算機関に対し、第 1 レベル予算の分配者による十分な根拠を有する計算に基づき、必要に応じて本項に定めのある措置に対する**追加予算**を割り当てる。

衛生疫学福祉・公衆衛生委員会（B.ユスパリエフ）は**１カ月以内に**、本項に定めのある機関における衛生状態の維持を目的として資金割当て基準の見直しを行うとともに、その実際的な履行に対する厳格な監督を確立する。

10. 保健省（A.フダヤロフ）、経済財務省（O.フォジルカリモフ）、就学前・学校教育省（Kh.ウマロフ）は、建設・住宅公共サービス省（Sh.ヒドヤトフ）との協力のもと、**2025 年 8 月 1 日より前までに**、世界保健機関および国際連合の国際エキスパートを招致したうえで、外食機関、州間自動車道沿いの衛生地点におけるものはじめ、ウズベキスタンのあらゆる社会領域機関における衛生システム改善プログラムを閣僚会議に提出する。

11. 食品の品質管理・安全保障システムの強化、および当該分野における**基準**を高度基準に適合させることを狙いとした**衛生規則**の策定を目的として：

2025 年７月１日より前までに、**食品成分中のトランス脂肪酸含有率**測定に必要な機器を衛生疫学福祉・公衆衛生委員会の**検査室**に設置するための施策を講じる；

2025 年８月１日より前までに、食品生産におけるトランス脂肪酸使用量の限界値を

定める衛生規則および基準を世界貿易機関の要件に適合させるとともに、その履行に対する厳格な監督を確立する。

A.フダヤロフ保健相は、本項の無条件で質が高く、かつ遅滞なき履行の確保に係る責任を負うものとする。

12. 天然資源の慎重な取り扱いおよび合理的な利用、生態学的持続可能性の確保の面において、2025 年には以下の事項を実施する：

節水技術によるカバー率の **160 万 ha** への拡大をはじめ、運河 **1,000km** のコンクリート被覆への移行による **25 億 m³** 規模のさらなる節水の達成；

老朽化したポンプおよびモーターの最新**省エネ設備**への**交換**によるポンプステーションの電力消費量の **3 億 kWh** への削減、ならびにポンプステーションにおける**水量算定**の完全化；

灌漑・土地改良システム施設の建設および再建による農業用地 **39 万 ha** への給水の改善；

使用した水資源量の**完全な算定**と**報告**の確保を目的とした、幹線運河および主要水利施設における**統一オンライン水量算定**システムの導入；

飲用水給水・排水ネットワーク **1,800km**、および飲用水給水・排水施設 **77 カ所**の建設および再建；

飲用水給水システムにおける老朽化したポンプ装置 **746 基**の省エネ設備への交換、ならびに各地における出力 **65.2MW** の太陽光パネル、水利施設および幹線給水管ネットワークにおける**水量算定機器 955 基**の設置；

飲用水給水企業すべてにおける**品質モニタリング**の実施とデータ管理センターの設置；

河川、湖、運河における各種汚染物質**排出規制の強化**；

Sh.ハムラエフ水資源相、**Sh.ヒドヤトフ**建設・住宅公共サービス相、**Zh.ミルザマフムドフ**・エネルギー相、 **A.アブドゥハキモフ・エコロジー・環境保護・気候変動相**はそれぞれ、本項の無条件で質が高く、かつ遅滞なき履行の確保に係る責任を負うものとする。

13. 一般大衆、国内外の環境活動家、ウズベキスタン・エコロジー党、エコロジー・環境保護・気候変動省の提案を考慮したうえで：

a）2025 年 5 月 1 日以降、タシケント市とヌクス市、および**州拠点**において、以下の方向性における新規プロジェクトの実現を禁止する：

アスベスト、セメント、鉱泥、スラグの生産；

革なめし工場、養禽場；

高エネルギー効率の集塵・ガス清浄装置を設置しない形での、あらゆる種類の石炭燃焼；

鉄・非鉄冶金工場、有毒不純物および有毒化学物質を含有するガラスの取扱い；

危険**等級 I** および **II** に分類される廃棄物の処理・焼却企業；

b）2025 年末までにおける以下の**課題**の履行の確保を目的として、あらゆる力と資金を動員する：

質が高くエコフレンドリー、かつ安価な燃料の国民への供給を伴う、AI-80 グレードの自動車燃料の利用・販売制限；

国内全域の熱・電力生産企業における燃料としての重油使用の全面禁止。ただし、

非常用燃料として重油を使用する場合は例外とし、エコロジー・環境保護・気候変動省に通知するとともに、閣僚会議との調整に基づくものとする；

c）エコロジー・環境保護・気候変動省は**2025年11月１日より前まで**に、国際的に認められている以下のプラスチック廃棄物削減メカニズムを盛り込んだ法案を策定する：

プラスチック廃棄物専用の受入れ拠点の構築および特殊機器の設置、もしくは**リサイクル収集料の支払い**による、当該廃棄物の収集およびリサイクルの組織化；

プラスチック容器またはプラスチック容器入り製品の生産者およびこれらの輸入業者に対する**「容器回収」**義務の導入、専用の廃棄物受入れ設備によって回収されるプラスチック容器各々に係る料金を得る機会の、市民への提供。

エコロジー・環境保護・気候変動省（A.アブドゥハキモフ）は、経済財務省（I.ノルクロフ）、エネルギー省（Zh.ミルザマフムドフ）、投資・産業・貿易省（L.クドラトフ）、および地方ホキミヤトとの協力のもとに、**2025年10月１日より前まで**に、本項第a号に記載があり、かつエネルギー消費量が高い分野における既存施設の、タシケント市およびヌクス市、州拠点からの**段階的移転**とそれに伴う近代化**に関する十分な根拠を有する提案**を閣僚会議に提出する。

14. 学術成果と最新鋭技術の導入による、生産活動、都市建設活動、サービス提供が環境に及ぼす負の影響の抑制を目的として：

2025年８月１日以降、技術規制文書である環境基準・規則の採択方法を制定する；

2025年10月１日以降、エネルギー部門、建材製造分野および化学産業分野における環境基準を**個別に決定する方法に代わり、部門別の方法**を適用する実務を導入する；

2026年１月１日以降、共和国執行権力機関および国の出資比率が 50%を上回る企業が自らの業務に対し、持続可能な発展分野における情報公開に係るISSB（国際サステナビリティ基準審議会）基準を導入する実務を確立する。

エコロジー・環境保護・気候変動省（A.アブドゥハキモフ）は、国内外の主要エキスパートを招致したうえで、**３カ月以内に**、大気、土地資源、地下水資源、水資源の汚染削減を目的とした**環境基準・規則立案プログラム**を閣僚会議に提出する。

D.**クチカロフ**副首相、**Zh.ホジャエフ**副首相は、環境保全、特に**砂漠化対策**、気候変動の影響緩和、水資源の**合理的利用**を目的とした施策の実現に係るスタートアッププロジェクトへの支援を狙いとし、国際金融機関の資金と予算から**250億スム**を環境基金に送金するよう確保する。

15. 一般大衆、国内外の環境活動家、エコロジー分野の学術集団の提案を考慮し、かつ、**肥沃な土壌層の維持**および緑地エリアの保全を目的として：

2025年７月１日以降、土壌および緑化植生に覆われた大規模高層住宅エリアにおける無断でのセメント敷設、建造物の建設、構造物の設置に対する責任を強化する；

2025年８月１日以降、焼成レンガの生産から**壁材**（発泡ブロック、気泡ブロック）の生産に移行した建設企業に対し、代替技術の幅広い活用への移行の促進を狙いとして、プラットフォーム「Shaffof qurilish」における**優先権**を提供する；

2026年１月１日以降、焼成レンガおよび不焼成レンガを生産する場合には**地下資源利用税**の税率を2025年における所定の税率の**２倍**とし、**2027年以降**はさらに段階的

にこれを引き上げる；

2027年１月１日以降、土地資源の保全と肥沃な土壌層の喪失防止を目的として、農業用地、および自然保護、健康増進、レクリエーションを目的とする土地、歴史文化用地、林業ファンドおよび水ファンドのための土地における**砂採取場の活動**を禁止する。

高層住宅の設計、建設、使用開始にあたり、**排水、雨水、工業用水**を散水に使用するためのシステムの設置に係る義務を導入する。

16. 投資・産業・貿易省（L.クドラトフ）、エネルギー省（Zh.ミルザマフムドフ）、経済財務省（I.ノルクロフ）、建設・住宅公共サービス省（Sh.ヒドヤトフ）、ウズベキスタン技術規制庁（A.ジュマナザロフ）、商工会議所（D.ヴァハボフ）は、**２カ月以内に**、国内における**高エネルギー効率資材**の生産規模拡大とその幅広い利用に係るプログラムを閣僚会議に提出する。

17. 動植物の保全、再生、および後の世代への継承においては、**2025年９月１日以降**、電子競売による野生植物の収集と調達に係る承認割当枠と、植物界対象物の**特別目的による利用許可**の付与規定を導入する。これに当たっては：

割当枠は、**毎年**算定される植物資源量に基づき科学アカデミーが決定する；

割当枠と許可は、エコロジー・環境保護・気候変動省が**承認し**、これを**競売に割当てる**。

A.アブドゥハキモフ・エコロジー・環境保護・気候変動相は、本項の無条件で質が高く、かつ遅滞なき履行の確保に係る責任を負うものとする。

18. 環境への影響カテゴリー**I** および **II** に分類される企業の**エコフレンドリーな生産への移行**を促進する目的で、**2025年８月１日以降**、以下の事項を盛り込んだ規定を導入する：

a）第１段階－大気汚染**バックグラウンドモニタリング・ステーション**を設置した企業に対して；

自然破壊に係る**補償金**によって形成された**債務の帳消し**；

共和国予算に繰り入れる自然破壊に係る**補償金の最大 50%の２年以内における**返還；

b）第２段階－モニタリングステーションを設置し、同ステーションに次年度中に**集塵、ガス清浄、局地的浄水施設**を備え付ける予定の企業を対象とした、共和国予算に繰り入れる自然破壊に係る**補償金の最大70%の２年以内における**返還。

ただし、本項に定めのある**特典**は、エコロジー・環境保護・気候変動省が行政サービスセンターまたは双方向行政サービス統一ポータルを介して交付する**鑑定書に基づき**提供されるものとする；

c）エコロジー・環境保護・気候変動省は、**2025年11月１日より前まで**に、経済活動を遂行する企業および組織によって引き起こされる環境破壊に対する強制保険システムの段階的な導入に係る法案を策定する。

A.アリポフ首相は**２カ月以内に**、国内における大気汚染防止プログラム、特に工業企業および温室における**集塵、局地的浄水施設**の段階的な設置に係るプログラムを承認するとともに、その履行に対する厳格な監督を確立する。

19. 2025年９月１日以降、企業活動主体に対し**「グリーン企業家」**の地位を付与す

るプラットフォームを始動する。同プラットフォームには以下の事項を盛り込むものとする：

a）以下の方向性における**指標**を履行した企業活動主体に対する**「グリーン企業家」**の地位の付与：

緑化－企業周辺における「グリーンベルト」の造成、灌漑システムの設置、滴下・雨水・コンテナ（バッグ）式灌漑システムの導入を含む；

省エネの確保－省エネ設備・機器の導入を含む；

環境への影響の低減－環境関連法違反防止および大気中への排出に対するオンラインモニタリングシステムの導入を含む；

生産活動における**循環型経済**導入原則の実現（«7R»）；

b）「グリーン企業家」の地位を取得した企業活動主体に対する以下の**支援措置**の適用：

プラットフォーム**「Shaffof qurilish」**における優先権の付与；

一定の期間における**生態学的検査**の免除；

国際市場への進出に対する支援の提供；

企業活動主体持続可能性ランキングの枠組みにおける追加ポイントの付与。

20. 国民と企業活動主体による再生可能エネルギーの幅広い利用を促進する目的で、2025年４月１日以降、廃棄物のリサイクル、ならびに風力・太陽光エネルギーにより生産される電力に対する**「グリーン税」**を導入する。この際、以下に対する特恵税率を設定する：

廃棄物のリサイクルとバイオガスによって企業活動主体が生産する電力、ならびに組織が自社敷地内に設置した太陽光発電装置によって生産される電力；

国民が太陽光エネルギーから得た電力であって、消費時の余剰分を国に売電したもの。

21. 経済の脱炭素化と気候変動への適応に係るプロジェクトへの**持続的な資金提供**を目的として：

a）**2025 年 12 月１日より前まで**に、ウズベキスタン共和国における**「グリーン融資」**システム構築に係る**国家プログラム**を策定する；

b）2025年以降、以下の**資金源**による**グリーン・低炭素開発**プロジェクトの支援を目的とした**特恵融資および助成金**の誘致に係る施策を講じる：

欧州復興開発銀行から－最大**２億ユーロ**を段階的に；

世界銀行から－エネルギー部門におけるメタン排出削減を目的として **1,000 万ドル**；

世界グリーン開発機関を介した韓国国際協力団の技術支援の一環として－ウズベキスタン共和国と韓国との間におけるグリーン協力の強化を目的として **650 万ドル**；

世界銀行プロジェクト「iCRAFT」の一環として－温室効果ガス削減 **50 万 t** の実現による **750 万ドル**；

ドイツ国際協力公社から－工業のグリーン化、および硝酸製造企業が大気中に排出する有毒ガスの削減を目的として **2,000 万ユーロ**；

c）**2025 年９月より前まで**に、「グリーン経済」プロジェクト実現時における**透明性**の確保を目的とした**「グリーン経済」**国家プロジェクト評価規定を導入する；

d）2025 年 11 月より前までに、**官民パートナーシップ**をベースとした総額 **1,000 万ドル超**の新規プロジェクトを国際プラットフォーム「Source」に加える方法で、**「グリーンコンポーネント」**と**持続可能な開発目標**に対する各種プロジェクトの適合性評価実務を導入する；

e）EU の**技術支援**のもとに、低炭素開発に係る行動計画の策定、ならびにブハラ市、ナマンガン市、ヌクス市、ウルゲンチ市、およびグザル地区における**社会施設 10 カ所のエネルギー効率**の向上を確保する。

D.クチカロフ副首相は、本項の無条件で質が高く、かつ遅滞なき履行の確保に係る責任を負うものとする。

22. 生態学的安定に貢献する地域調整および部門間調整の確保を目的として、2025 年に以下の事項を制定する：

2025 年以降は、諸部門、諸分野および諸地域の開発に関して策定される投資プログラムと新規プロジェクトの **15%**に、2027 年以降は同 **30%**に、2030 年以降は同 **55%**に、「グリーンコンポーネント」が含まれていなければならない；

カーボンニュートラルの達成、**気候変動への適応**、**環境保全**、**緑化レベルの向上**、**「グリーンプロジェクト」**の実現を目的として国家機関および組織、ならびに地方の国家権力機関が策定する「グリーンプログラム」は、エコロジー・環境保護・気候変動省との調整のもとに承認を受けなければならない；

国家機関および社会施設が環境に及ぼす負の影響の低減、資源の合理的利用、**「グリーン技術」**の導入に係る**環境ランキング**を毎年実施する。

23. 諸地域における環境保全業務の効率的な組織化、ならびに当該の方向性における**地方国家機関および組織の活動の完全化**を目的として：

エコロジー・環境保護・気候変動省との調整のもとに、国際金融機関による助成金をもって、カラカルパクスタン共和国閣僚会議議長、各州およびタシケント市のホキムの**エコロジーおよび「グリーン開発」問題コンサルタント**を招聘する；

2025 年 9 月 1 日以降、地区（都市）レベルにおける**環境パスポートと環境マスタープラン**の策定、ならびに**地域環境ランキング**の策定とその一般大衆への幅広い周知に係る実務を導入する。

A.アブドゥハキモフ・エコロジー・環境保護・気候変動相は、**招聘するコンサルタントの活動の調整**に対する責任を負うものとする。

24. 以下の者は：

a）ウズベキスタン・マハッラ協会（K.クランバエフ）は以下の事項を確保する：

1 週間以内－全国的プロジェクト「緑化（ヤシル・マコン）」の地区・都市別の枠組みにおける各マハッラでの 2025 年の苗木植樹プログラム、家庭および私道における花・挿し木移植プログラムの閣僚会議への提出；

2025 年春季～秋季－果樹・観賞用樹木の苗木 3,200 万本、灌木の苗木、バジル（メボウキ）、ケイトウ、バラ、挿し木の移植と手入れ；

2025 年 2 月 10 日～同年 3 月 10 日－**「整備された家」**、**「整備された街路」**、**「整備されたマハッラ」**の基準の導入を目的とした、各々の**家屋**、**街路**、**墓地**の**整備と緑化**に係る業務の調整・組織化；

カラカルパクスタン共和国閣僚会議、各州およびタシケント市のホキミヤトとの協力による、祝日ナウルーズの前夜におけるマハッラ間でのコンテスト**「整備された家」**、

「整備された街路」、「整備されたマハッラ」の実施；

本項に定めのある施策は、マハッラ社会経済問題解決基金、慈善・スポンサーシップ募金の資金をもって実施するものとする。

b）最高検察庁（Sh.トゥフタバエフ）は、ウズベキスタン・マハッラ協会（K.クランバエフ）との協力のもとに、本項に定めのある施策の遅滞なく、かつ質の高い遂行に対する厳格な監督の確立を、現地への出張を伴う形で確保する。

25. 2025 年９月１日以降、カラカルパクスタン共和国閣僚会議議長、各州、各地区（都市）のホキムの就任および解任を承認するにあたっては、以下の環境指標に関する**環境監査**を実施する：

緑化・森林被覆水準、森林および自然保護区の面積；

域内における樹木の本数；

都市および大規模工業企業の周囲における**グリーンベルト**造成水準；

水域および河川流路における砂地、礫地の状態；

大気中への排出水準、および大気汚染水準；

環境影響カテゴリー**I** および **II** に分類される企業における大気汚染**バックグラウンドモニタリング**・ステーション、集塵、ガス清浄、局地的浄水施設の設置状況；

廃棄物処理サービスによる住民カバー率、廃棄物収集拠点・コンテナの設置状況、サービス提供品質水準。

26. エコロジー・環境保護・気候変動省（A.アブドゥハキモフ）は、**１カ月以内に**、国家環境監督・検査実施規定の完全化、国家環境監督局の事業効率の大幅な改善、同局の職員に対する専門機器・輸送手段の提供に係る法規文書案を閣僚会議に提出する。

27. 国家予算の**効率的**かつ**合理的**な使用における議会による監督のさらなる強化を目的として、会計検査院の**外部監査鑑定書**を添えたうえで**国家予算**に関する**あらゆる政府報告書**をオリー・マジリスの立法院に提出する実務を確立する。

28. Zh.ホジャエフ副首相、**A.アブドゥハキモフ・エコロジー・環境保護・気候変動相**、**I.ノルクロフ**経済財務第１次官は、観光ポテンシャルの高い山岳地帯、貯水池・水域・河川沿岸地域における**「アパートホテル」**、**「カプセル」**ハウス、その他のこれに類する**宿泊施設**からなる複合的観光施設の構築を目的とした**５億ドル**の投資誘致に係る施策を講じる。

29. 農業用地の**効率的**な利用、および国民への**恒常的な収入源**の提供を目的として：

2025 年３月１日より前までに、選択した**３～50ha** の土地区画を、その地形や灌漑システムを損なうことなく、**賃借人の独立性と付加価値の高い作物の栽培**に基礎を置く新たなシステムに基づき、競売への入札形式をもって実験的に割り当てる；

土壌の農薬分析を目的として、携帯・可動式検査室 **10 基**の買付を確保する；

有機農作物の栽培を行う土地面積を **1 万 ha** に拡大する；

I.アブドゥラフモノフ農業相は、本項の履行の確保に対する責任を負うものとする。

30. デジタル技術省（Sh.シェルマトフ）は、法務省（A.タシクロフ）との協力のもとに、**2025 年 10 月１日以降**、行政サービスの提供における紙文書の取扱いを、**電子形式へと全面的に移行**させる。

31.「環境保護と『グリーン経済』の年」における「ウズベキスタン 2030」戦略の実現に係る国家プログラム（以下、「国家プログラム」）の一環として、附属書第１

号～第 21 号に則り以下を承認する：

2025 年における**実践的施策計画**；

2025 年に策定される**法規文書案一覧**；

2025 年における**ターゲット指標**；

環境保全面において、2025 年に省庁官庁が優先的に実現すべき施策計画；

2025 年における環境保全に係る官庁間協力面での施策実現計画；

ウズベキスタン共和国における**「グリーン観光」プログラムの実現に係る施策計画**；

2025 年における**諸地域の再生可能エネルギー機器**導入計画；

全国的プロジェクト「緑化（ヤシル・マコン）」の一環としての、2025 年**春季～秋季における各マハッラでの植樹**計画；

2025 年春季における**各マハッラでの家庭・私道における花・挿し木移植**計画。

32. 最高検察庁（Sh.アミノフ）は、低出力再生可能エネルギー機器設置計画の履行の確保、ならびに太陽光パネル・太陽集熱器設置時における法令要件の絶対的遵守に対する厳格な監督を実施する。

33. 以下のとおり定める：

国家プログラムの**無条件で質が高く、**かつ**全面的**な実現は、あらゆるレベルの国家機関および組織の**最優先課題**である；

国家機関および組織の長は、しかるべき**方向性**と**地域**に関し、**四半期ベース**をもって国家プログラムで定められている**ターゲット指標**の達成、所定の施策の効率的な実現、必要な**法規文書案**の**遅滞なく入念な策定**に対する**個人的責任**を負う。

34. 以下の者は：

法務省は会計検査院との協力のもとに国家プログラムの枠組みにおいて、各方向性における**実務的施策計画の履行**、**ターゲット指標の達成**、しかるべき**法規文書案**の**策定**に対する体系的なモニタリングを実施する；

「戦略開発」センターおよび全国運動「ユクサリシ」は、国家プログラムの実現を、特に**現地への出張と一般世論の**考慮を行いながら批判的に検証し、その結果に基づく情報をウズベキスタン共和国大統領府に**毎月**提出する；

国家権力機関、省庁、官庁、地方執行権力機関は、本項の履行に**係る「戦略開発」センターおよび全国運動「ユクサリシ」**の活動に対し全面的な支援を提供する。

35. 閣僚会議は：

１週間以内に、本大統領令およびこれによって承認された国家プログラムの履行を目的とした施策を講じる；

毎月末に、国家プログラムの進捗状況に関する情報をまとめ、ウズベキスタン共和国大統領府に提出する；

各四半期末に、閣僚会議幹部会会合において、国家プログラムに定めのある課題の遅滞なく全面的、かつ質の高い履行について審議する；

半年ごとに、国家プログラムの進捗状況に関する報告書をオリー・マジリスの立法院に提出する。

36. 情報・マスメディア庁（A.ホジャエフ）、ウズベキスタン国営テレラジオ会社（A.ジュラバエフ）、ウズベキスタン国家情報庁（A.クチモフ）は、他のマスメディアとの協力のもとに、以下の事項の実現を定期的に確保する：

国家プログラムの**実現成果**と「グリーン経済」への移行に係る成果の、インターネット、SNS をはじめとするマスメディアにおける幅広い解説、ならびにその本質と内容の国民への伝達；

国家プログラムの一環として遂行される**あらゆる施策の進捗状況および成果**に関する客観的かつ全面的な情報の、国民への迅速な伝達。

37. 省庁・官庁の長、**カラカルパクスタン共和国閣僚会議議長**、各州およびタシケント市の**ホキム**に対し、本大統領令の履行の効率的な組織化に対する**個人的責任**を委ねる。

本大統領令の履行の進捗状況に関する定期的な審議、この履行に対する責任を負う組織の活動の調整および監督を、「ウズベキスタン 2030」戦略実現**共和国委員会**に委ねる。

実施した施策に関する情報を、**四半期ごとに**ウズベキスタン共和国大統領に提出する。

ウズベキスタン共和国

タシケント市

【丸印】
ウズベキスタン共和国大統領府
事務局 1

附属書はウズベク語で記載。
（※付属書の和訳はなし）